

町田市告示第 226 号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙の者の住民票を職権消除したので、同条第4項後段の規定により告示する。

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2026年10月15日

東京都町田市長

稲垣 康治

揭示期限：10月29日

2026年9月30日職権消除者一覧

No.	住所		氏名	生年月日	性別
1	鶴川2丁目19番地3	イデアル鶴川 208	小田 将人	平成6年12月11日	男
2	三輪町241番地1	パストラル三輪 115	NGUYEN SON TUNG	1989年1月8日	男
3	以下余白				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

町田市告示第 **227** 号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙の者の住民票を職権消除したので、同条第4項後段の規定により告示する。

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2026年10月15日

東京都町田市長 稲垣 康 治

揭示期限: 10月29日

2026 年 9 月 30 日 職権消除者一覽

No.	住所	氏名	生年月日	性別
1	山崎町2200番地 山崎団地3-14-201	今井 幸弘	昭和45年7月30日	男

町田市告示第 **228** 号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙の者の住民票を職権消除したので、同条第4項後段の規定により告示する。

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2026年 10月 15日

町田市長 稲垣 康治

掲示期限:10月 29日

2026年9月30日職権消除者一覽

No.	住所	氏名	生年月日	性別
1	森野2丁目23番9号 VIVACE 町田森野 202	黒田 亮介	昭和57年6月7日	男

公 示 送 達 書

町田市長 稲垣 康治

令和8年度市民税・都民税・森林環境税 税額決定・納税通知書における別紙納税義務者は、その住所（居所）・事務所（事業所）が明らかにならず送達が不可能なので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）第6条の規定により公示送達いたします。

これらの書類は、財務部市民税課が保管しており、送達を受けるべき者の請求あるときは、いつでも交付いたします。

納付期限は下記のとおりです。

記

期 別	納 付 期 限
第 1 期	令和 年 月 日
第 2 期	令和 年 月 日
第 3 期	令和 8年11月 2日
第 4 期	令和 9年 2月 1日
随 時 期	令和 年 月 日

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、別紙書類の送達があったものとみなされます。

掲示期限: 10月29日

別 紙

送達する書類名 令和8年度市民税・都民税・森林環境税 税額決定・納税通知書

NO.	賦課年度 通知書番号	住所または所在地／氏名または名称
1	令和8年度 258802	千葉県勝浦市興津630番地 渡邊 すぎ子
2	令和8年度 287969	カナダ 和田 拓真
3	令和8年度 963417	オランダ 鈴木 彩乃
4	令和8年度 953942	米国 山口 優美菜
5	令和8年度 891920	東京都町田市鶴間7丁目1番1-209号 樺山 佳子
6	令和8年度 905824	英国 平岡 喜久子
7	令和8年度 903031	シンガポール 北野 貴之
8	令和8年度 961902	神奈川県横浜市港北区日吉本町1丁目25番23号 大成パールビル301号室 田代 えり
9	令和8年度 929650	ベトナム NGUYEN THI NGOC
10	令和8年度 960264	ベトナム NGUYEN LAM TRUONG
11	令和8年度 940891	ベトナム TRAN DINH NGUYEN
12	令和8年度 944471	ベトナム VO DUC HOA
13	令和8年度 933500	埼玉県ふじみ野市市沢1丁目1番24-101号 比留間 咲貴
14	令和8年度 935979	インドネシア RIJALUL AZKA
15	令和8年度 860260	東京都町田市本町田2523番地7 公社住宅ハ25-312 ALIEV FARRUKH

公 示 送 達 書

町田市長 稲垣 康治

令和7年度市民税・都民税・森林環境税 税額決定・納税通知書における別紙納税義務者は、その住所（居所）・事務所（事業所）が明らかにならず送達が不可能なので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）第6条の規定により公示送達いたします。

これらの書類は、財務部市民税課が保管しており、送達を受けるべき者の請求あるときは、いつでも交付いたします。

納付期限は下記のとおりです。

記

期 別	納 付 期 限
第 1 期	令和 年 月 日
第 2 期	令和 年 月 日
第 3 期	令和 年 月 日
第 4 期	令和 年 月 日
随 時 期	令和 8年11月 2日

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、別紙書類の送達があったものとみなされます。

掲示期限：10月29日

別 紙

送達する書類名 令和7年度市民税・都民税・森林環境税 税額決定・納税通知書

NO.	賦課年度 通知書番号	住所または所在地／氏名または名称
1	令和7年度 905816	英国 平岡 喜久子
2	令和7年度 20353961	英国 平岡 喜久子
3	令和7年度 938994	東京都町田市小野路町7番地11 L I U Z H U A N G
4	令和7年度 933445	タイ K L A T A E T H U T C H A N I T A
5	令和7年度 22524941	タイ K L A T A E T H U T C H A N I T A
6	令和7年度 21319953	シンガポール 北野 貴之